

長井市障害福祉の 手引き

長井市 福祉あんしん課
生活支援係

目 次

1. 相談の窓口	1
2. 障害者手帳	3～5
(1)身体障害者手帳	3
(2)療育手帳	4
(3)精神障害者保健福祉手帳	5
3. 医療制度	6
(1)重度心身障害(児)者医療費助成制度	6
(2)特定医療費(指定難病)受給者証	6
4. 自立支援医療	7～8
(1)更生医療	7
(2)育成医療	8
(3)精神通院医療	8
5. 年金・手当	9～11
(1)障害基礎年金	9
(2)障害厚生年金	9
(3)障害児福祉手当	10
(4)特別児童扶養手当	10
(5)特別障害者手当	10
(6)心身障害者扶養共済	11
6. 補装具・日常生活用具	12
(1)補装具	12
(2)日常生活用具	12
7. 障害福祉サービス等	13～17
8. 支援・助成事業	18～23
(1)日中一時支援事業	18
(2)移動支援事業	18
(3)訪問入浴サービス事業	19
(4)成年後見制度利用支援事業	19
(5)心身障害者紙おむつ支給事業	20
(6)食の自立支援障害者配食サービス事業	20
(7)在宅酸素療法者支援事業	20
(8)人工透析患者通院交通費助成事業	21
(9)障害者除雪費支給事業	21
(10)障害者社会参加促進助成事業	21
(11)身体障害者車両改造費等助成事業	22
(12)軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	22
(13)小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	22
(14)地域活動支援センター	23
(15)意思疎通支援事業	23
9. 社会参加	24～29
(1)JR 運賃の割引	24
(2)山形鉄道フラワー長井線の割引	24
(3)航空運賃の割引	25
(4)バス運賃の割引	25

(5)タクシー料金の割引	26
(6)有料道路通行料金の割引	26
(7)山形県身体障害者等用駐車施設利用証	27
(8)身体障害者の駐車禁止除外指定	28
(9)福祉有償運送	28
(10)携帯電話基本使用料等の割引	28
(11)ふれあい案内(NTT 電話番号案内サービス)	29
(12)電話リレーサービス	29
(13)点字図書・録音図書の貸出	29

10. 公共料金割引・税の減免 30～32

(1)自動車税 環境性能割、種別割の減免	30
(2)所得税の障害者控除	31
(3)個人住民税の障害者控除	31
(4)その他の税制上の特例	32
(5)NHK 放送受信料の減免	32
(6)郵便料金の免除	32

11. その他の制度 33

(1)生活福祉金貸付制度	33
(2)地域福祉権利擁護事業	33
(3)避難行動要支援者	33
(4)産科医療補償制度	34

12. その他の福祉施設・団体等 35～37

(1)国立障害者リハビリテーションセンター等	35
(2)視覚障害センター等	35
(3)障害者職業能力開発校等	35
(4)保養所	35
(5)相談関係	36
(6)スポーツ関係	36
(7)身体障害者協会	36
(8)育成会関係	37

13. 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所

サービス事業所(市内)	38～39
-------------	-------

この手引きは障害をお持ちの方や児童が利用できる障害福祉の制度や施策についての概要をまとめたものです。

記載内容は令和6年7月現在のものです。その後の制度の改正等により内容が変わる場合があります。また、市町村によっても各サービスの内容や手続きが異なる場合があります。詳しい内容や該当の可否につきましては、長井市福祉あんしん課及びその他の機関へ確認していただくようお願いいたします。

1. 相談の窓口

障害をお持ちの方の生活全般に関わる相談、サービスの利用援助、情報提供等を行っています。

窓口	連絡先	相談内容
長井市福祉あんしん課 生活支援係	〒993-8601 長井市栄町1番1号(14番窓口) TEL 0238-82-8011 FAX 0238-87-3312	障害福祉制度に関することや生活困窮に関する相談。
長井市子育て推進課 子育て支援係 子育て家庭係	〒993-8601 長井市栄町1番1号 (15・16番窓口) TEL 0238-82-8014	児童福祉制度に係る保育所、児童手当等に関する相談。
長井市健康スポーツ課 健康推進室	〒993-8601 長井市栄町1番1号(17番窓口) TEL 0238-82-8009	こころの健康・精神保健福祉等の相談。 (アルコール等の依存症に関する相談も)
山形県身体障がい者更生相談所	〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 TEL 023-627-1197	身体障害者の専門的な相談、補装具・更生医療に関する診断・判定、巡回相談、身体障害者手帳の交付等を行っています。
山形県知的障がい者更生相談所	〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 TEL 023-627-1364	18歳以上の知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定、療育手帳の判定、必要な助言指導を行っています。
山形県中央児童相談所	〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 TEL 023-627-1195	18歳未満の子ども様々の様々な問題の相談、専門的な調査・判定、療育手帳の判定、必要な指導、一時保護等を行っています。
山形県精神保健福祉センター	〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-30 TEL 023-624-1217	精神保健福祉相談を受けています。自立支援医療・手帳の判定を行います。依存症相談、自死遺族相談、引きこもり相談支援等を行います。 ※『こころの健康相談ダイヤル 023-631-7060』
山形県置賜保健所	〒992-0012 米沢市金池7丁目1番50号 TEL 0238-22-6000	地域における公衆衛生の向上、増進を目的とした機関で、特定医療費(指定難病)の申請窓口になっています。
長井市市民課 医療・年金係	〒993-8601 長井市栄町1番1号(6番窓口) TEL 0238-82-8007	国民健康保険・後期高齢者医療保険や年金等に関する相談。
日本年金機構 米沢年金事務所	〒992-8511 米沢市金池5-4-8 TEL 0238-22-4220 FAX 0238-21-3829	年金に関する相談。
長井市社会福祉協議会	〒993-0011 長井市館町北6-19 TEL 0238-88-3711 FAX 0238-88-3712	相談、情報提供、ボランティア育成等の地域福祉活動の推進、生活福祉資金の貸付等の窓口となっています。
民生委員・児童委員	担当が地区ごと異なるため連絡先等は生活支援係にお尋ねください。	身近な所で相談に応じ、自立更生のための援助、指導を行います。

窓口	連絡先	相談内容
身体障害者相談員 知的障害者相談員	連絡先等は生活支援係にお尋ねください。	相談員自身が障害者等で、自身の体験を通じた助言や指導が得られます。
長井公共職業安定所（ハローワーク長井）	〒993-0051 長井市幸町15番5号 TEL 0238-84-8609	一般企業に就労が可能と判断された身体障害者の方に、障害者職業相談員が職業紹介及び就職後の定着指導等を行います。
置賜障害者就業・生活支援センター	〒999-0141 東置賜郡川西町大字高山1913 TEL 0238-27-1856 Fax 0238-27-9705	障害者からの就業や在宅生活の悩みなどの相談に応じ、一連の支援を行います。
長井税務署	〒993-0015 長井市四ツ谷一丁目7番15号 TEL 0238-84-1810	所得税、相続税の障害者控除の相談窓口です。
長井市税務課 市民税係	〒993-8601 長井市栄町1番1号（8番窓口） TEL 0238-82-8006	住民税の障害者控除及び軽自動車税の減免に関する相談窓口です。
置賜総合支庁置賜税務課 西置賜税務室	〒993-8501 長井市高野町二丁目3番1号 TEL 0238-88-8210	自動車税・自動車取得税の減免の相談窓口です。
山形県難病相談支援センター	〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 TEL 023-631-6061	難病や小児慢性特定疾病に関する相談。情報提供、ピアサポートや難病カフェ等の地域交流を行い、安定した療養生活の支援を行っています。
山形県聴覚障がい者情報支援センター	〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 TEL 023-666-7616	手話通訳者による相談支援や聴覚障害に対応した情報提供、各種情報機器の貸出し等を行っています。
山形県高次脳機能障がい者支援センター	〒990-0876 山形市行才126-2（国立病院機構山形病院内） TEL 023-681-3394	脳卒中や交通事故等により、脳が損傷し、言葉や記憶、行為等に障害が生じる高次脳機能障害に関する相談を行っています。
視覚支援センター（山形県立山形盲学校内）	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬1111 TEL 023-672-4116	乳幼児から成年の目の不自由な方、見え方に不安がある方及び関係者への相談・支援を行っています。
置賜成年後見センター （米沢市社会福祉協議会内）	〒992-0059 米沢市西大通1-5-60 TEL 0238-24-7881 FAX 0238-24-7861	認知症や精神障害、知的障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度等に関する相談を行っています。
障がい者 110 番	（TEL）023-687-5333 月～金 8:30～17:00 （年末年始・祝日を除く）	身体障害・知的障害・精神障害に関する全般的な相談を受け付けています。

2. 障害者手帳

障害者手帳には身体・療育・精神の3種類あります。

(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。手帳には障害名、障害の程度(等級)等が記載されています。

自立支援医療(更生医療)や車椅子の補装具、日常生活用具の給付、施設入所、国税・地方税等の所得控除や免除、その他県・市町村の重度障害者に対する手当などの受給手続きの際、証明書の代わりに用いられるなど援護措置が受けやすくなります。

対象者

長井市内に住所を有し、下記障害と判定された方。

- 視覚障害 ●聴覚障害 ●平衡・音声・言語機能障害 ●そしゃく機能障害
- 肢体不自由 ●脳原性運動機能障害 ●心臓機能障害 ●じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害 ●ぼうこう・直腸機能障害 ●小腸機能障害 ●免疫機能障害
- 肝臓機能障害

申請に必要なもの

- 申請書 ●写真(縦4cm×横3cm(無帽、上半身、真正面))
- 診断書(15条指定医が作成したもので作成日が申請日から3ヵ月以内)
 - ・上記の障害ごとに診断書が分かれています。
 - ・障害の種類によって、診断書を作成できる医師が決まっています。
- マイナンバーを確認できる書類

このようなときは手続きが必要です

- 障害の程度が変わったとき ●住所が変わったとき(市内)
- 障害がなくなったとき ●氏名が変わったとき ●手帳を紛失したとき
- 手帳を破損したとき ●死亡したとき
- 他市町村から転入したとき(転出の際は、転出先で申請してください)

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

便利です

山形県身体障害者更生相談所では、各地区に出向いて、身体障害者手帳や補装具のための診断を行う「身体障害者巡回相談」を実施しています。無料で受けられますが、聴覚、平衡、音声及び肢体の障害に関わる相談に限ります。置賜地区では米沢市で開催されますが、詳しくは「広報ながい」等でお知らせします。

(2)療育手帳 知

療育手帳は、知的障害者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、国・県などの援護措置を受けやすくすることを目的として、申請窓口の長井市を經由して県知事より交付されます。

山形県では、3つの条件全てを満たす場合、「知的障害者」の認定をし、療育手帳を交付しています。

①発達期(概ね18歳まで)の障害であること。

②知的機能に障害があること。(標準化された知能検査で測定されたIQが概ね70以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの)

③家庭又は社会生活上の適応障害があること。

障害の程度は、知能指数(IQ)が概ね35以下の場合『A(重度障害者)』、知能指数(IQ)が概ね36～70の場合『B(中軽度障害者)』、と二段階に分けられています。

対象者

長井市内に住所を有し、児童相談所、山形県知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方。

申請に必要なもの

- 申請書
- 写真(縦4cm×横3cm(無帽、上半身、真正面))
- 診断書(概ね検査日が申請日から1年以内のもの)(検査を受けている場合に限る)
- これまでの生育がわかるもの(母子手帳など)
- マイナンバーを確認できる書類
- 印鑑(訂正の際に必要)

このようなときは手続きが必要です

- 障害の程度が変わったとき
- 住所が変わったとき(市内)
- 障害がなくなったとき
- 氏名が変わったとき
- 手帳を紛失したとき
- 手帳を破損したとき
- 死亡したとき
- 他市町村から転入したとき(転出の際は、転出先で申請してください)

※療育手帳の交付を受けた後、一定期間経過後に『程度確認』の判定が必要な場合があります。1年に1回7月頃に児童相談所及び知的障害者更生相談所が長井市に来て実施しています。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(3)精神障害者保健福祉手帳 精

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害のある方が、自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳です。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が、申請窓口の長井市を経由して県知事より交付されます。

手帳の有効期間は、手帳交付日より2年間です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から申請できます。

対象者

- 精神障害のために日常生活または社会生活に制約のある方
- 器質性精神障害・中毒性精神障害・統合失調症・気分(感情)障害・てんかん
その他の精神障害などの精神疾患を有する方

申請に必要なもの

- 申請書
- 写真(縦4cm×横3cm(無帽、上半身、真正面))
(不要も可能。ただし、一部サービスが利用できない場合があります。)
- 診断書(作成日が申請日から3ヵ月以内のもの)
※精神障害を事由とする障害者年金または特別障害者給付金の受給者は、医師の診断書の代わりに下記の書類を添付することで申請することもできます。
- 年金証書、または特別障害者給付金受給資格者証の写し
- 同意書
- マイナンバーを確認できる書類

このようなときは手続きが必要です

- 障害の程度が変わったとき ●住所が変わったとき(市内)
- 障害がなくなったとき ●氏名が変わったとき ●手帳を紛失したとき
- 手帳を破損したとき ●死亡したとき
- 他市町村から転入したとき(転出の際は、転出先で申請してください)

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

3. 医療制度

医療費の助成や自己負担割合が軽減される制度があります。

(1) 重度心身障害(児)者医療費助成制度 **身 知 精**

身体上または精神上著しい障害を持つ人の医療を確保するためにこの制度があります。該当すると、保険診療に係る医療費の自己負担額が助成されます。

対象者

市町村民税所得割額が23万5千円未満で次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳 1・2級所持者
- 療育手帳 A所持者
- 精神障害者保険福祉手帳 1級所持者
- 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者
- 精神障害者で恩給法の特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給権者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1 1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の方
- 身体障害者手帳3級(肢体不自由)と療育手帳Bを併せ持つ方

申請に必要なもの

- 申請書 ●手帳 ●健康保険証 ●マイナンバーを確認できる書類

医療証の使い方

医療機関や調剤薬局で、健康保険証と一緒に医療証を提示してください。県内の医療機関等で使用できます。県外の医療機関を受診したときは、医療費の自己負担額(1～3割分)をお支払いください。後日、申請により負担すべき自己負担額を払い戻します。

問い合わせ先・申請窓口

市民課 医療・年金係(6番窓口)

(2) 特定医療費(指定難病)受給者証

国が定めた指定難病にかかっており、その病状の程度が厚生労働大臣の定める程度である方について、指定難病に関連する医療費について助成する制度です。

対象者

次のどちらも満たす方

- ①指定難病と認められる方(診断基準)
- ②指定難病の症状の程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される方(重症度分類)

※ただし、①は満たすが②の基準を満たさない場合でも、指定難病に関連する医療費総額が33,333円を超える月が、申請月以前の1年間で3ヵ月以上ある場合には、医療費助成を受けることができます。(軽症高額該当)

申請に必要なもの

- 申請書 ●臨床調査個人票(難病指定医が作成した診断書) ●同意書
- 住民票謄本(受診者とその家族全員分が記載されたもの)

問い合わせ先・申請窓口

置賜保健所 子ども家庭支援課保健支援担当

4. 自立支援医療

医療費の自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

「世帯」の所得や疾病等に応じて、下記のとおり自己負担上限月額が設定されます。

自己負担額上限額

	世帯の所得区分	自己負担上限額(月額)	
		一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯で受給者の収入が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で受給者の収入が80万円超	5,000円	5,000円
中間1	市民税所得割が3万3千円未満	医療保険の自己負担上限額	10,000円
中間2	市民税所得割が23万5千円未満		
一定所得以上	市民税所得割が23万5千円以上	自立支援医療の対象外	20,000円 経過措置

※自立支援医療における「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入している方全員が対象となります。

※重度かつ継続の対象者 統合失調症や躁うつ病などの方

心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、じん臓機能障害、

肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、小腸機能障害、

免疫機能障害に該当する方

※育成医療における経過措置(令和9年3月31日まで)

	世帯の所得区分	自己負担上限額(月額)	
		一般	経過措置
中間1	市民税所得割が3万3千円未満	医療保険の自己負担上限額	5,000円
中間2	市民税所得割が23万5千円未満		10,000円

(1) 更生医療

対象者

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより、障害が改善又は機能の維持が保たれる見込みがある方。

《対象となる医療内容》

●ペースメーカー植込み術 ●人工弁置換術 ●人工関節置換術 ●じん移植術
●人工透析 ●水晶体摘出術 など

申請に必要なもの

●申請書 ●医師の意見書(指定の様式) ●健康保険証 ●身体障害者手帳

●特定疾病療養受領証(所持者のみ) ●マイナンバーが確認できる書類

※治療開始前の申請が必要となります。

※身体障害者手帳と緊急同時申請の場合は、身体障害者手帳は不要です。

自己負担割合

原則一割

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(2) 育成医療

対象者

18歳未満の児童で、疾病等により将来において障害を残す恐れがあり、確実に治療効果を期待できる方。

《対象となる医療内容》

- ペースメーカー植込み術 ●人工弁置換術 ●人工関節置換術 ●じん移植術
- 歯科矯正 ●補装具療法 など

申請に必要なもの

- 申請書 ●医師の意見書(指定の様式) ●健康保険証 ●身体障害者手帳
- 特定疾病療養受領証(所持者のみ) ●マイナンバーが確認できる書類

※治療開始前の申請が必要となります。

自己負担割合

原則一割

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(3) 精神通院医療

対象者

精神疾患(てんかん含む)を有し、通院による精神医療を継続的に要する方

《対象となる医療内容》

- 統合失調症 ●うつ病、躁うつ病などの気分障害 ●不安障害
- 薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症 ●てんかん など

※外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等が対象となります。

申請に必要なもの

- 申請書 ●医師の診断書(指定の様式)※前年の支給認定で提出した場合は省略可能
- 健康保険証 ※国民健康保険:世帯全員分 その他保険:受診者と被保険者
- 同意書 ●印鑑 ●障害年金・遺族年金受給者は年金収入額がわかる書類
- 特定疾病療養受領証(所持者のみ) ●マイナンバーが確認できる書類

自己負担割合

原則一割

有効期間

有効期間は1年間で、継続して自立支援医療を受けるためには再認定の申請が必要になります。有効期限を過ぎてしまうと、自立支援医療が受けられなくなりますので、有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までに再認定の申請を行ってください。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

5. 年金・手当

障害のある方に年金が支給されます。

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障害状態になった場合、受給要件を満たしていれば障害基礎年金が受けられます。また、20歳前の病気やケガで障害状態になった場合でも、20歳以降障害基礎年金を受給できます。

対象者

以下を全て満たす場合受給できます。

- ① 病気やケガの初診日において国民年金に加入していること
(もしくは60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有していること、又は初診日が20歳前にあること)
- ② 初診日から1年6ヵ月を経過した日(その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」という)に国民年金法施行令で定める1級又は2級の障害の状態にあること
- ③ 初診日の属する月の前々月において、保険料の納付要件を満たしていること

※65歳以降に初診日がある病気やケガでの障害は該当しません。

※障害者手帳の障害等級と国民年金障害等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金の障害程度には該当しないこともあります。他の年金との調整等がある場合もありますので、詳しくは最寄りの年金事務所に相談してください。

年金額

1級:1,020,000 円 2級:816,000 円 それぞれ子の加算あり(令和6年度現在)

問い合わせ先・申請窓口

市民課 医療・年金係(6番窓口)
日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220

(2) 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障害状態になった場合、受給要件を満たしていれば障害厚生年金が受けられます。障害厚生年金の障害程度は1級、2級、3級まであり、それよりも軽い障害には障害手当金が支給されます。障害厚生年金の1級又は2級の障害に認定された場合は、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

対象者

以下を全て満たす場合受給できます。

- ① 病気やケガの初診日において厚生年金に加入していること
- ② 初診日から1年6ヵ月を経過した日(その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」という)に国民年金法施行令で定める1級又は2級の障害の状態にあること
- ③ 初診日の属する月の前々月において、保険料の納付要件を満たしていること

問い合わせ先・申請窓口

日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220

※共済年金については、それぞれの共済組合に問い合わせください。

※障害者年金について詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>)



(3) 障害児福祉手当

心身に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給します。

対象者

20歳未満であって次の要件を全て満たす方

- ①施設（児童施設、知的障害者援護施設等）に入所していないこと。
- ②本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと。
- ③障害を支給事由とする公的年金給付を受給していないこと等。

手当額

月額15,690円（令和6年4月から）

※手当の認定を受けた本人、配偶者、扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟姉妹）の前年の所得が扶養義務親族の数に応じて定められた金額以上である時は、手当は支給停止となります。

問い合わせ先・申請窓口

子育て推進課 子ども家庭係（15番窓口）

(4) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童の福祉を増進するために支給される手当です。

対象者

20歳未満であって、精神又は身体に障害がある児童を監護している父母又は養育者

※対象児童が児童福祉施設等に入所している場合、障害のために公的年金を受けている場合又は、日本国内に住所を有していない場合は対象になりません。

手当額

対象児童1人につき（令和6年4月から）

1級 月額55,350円

2級 月額36,860円

※手当の認定を受けた本人、配偶者、扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟姉妹）の前年の所得が扶養義務親族の数に応じて定められた金額以上である時は、手当は支給停止となります。

問い合わせ先・申請窓口

子育て推進課 子ども家庭係（15番窓口）

(5) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。

対象者

重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者

※対象者が施設等に入所している場合、病院に3ヵ月以上継続して入院している場合は対象になりません。

手当額

月額28,840円（令和6年4月から）

※手当の認定を受けた本人、配偶者、扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟姉妹）の前年の所得が扶養義務親族の数に応じて定められた金額以上である時は、手当は支給停止となります。

問い合わせ先・申請窓口

子育て推進課 子ども家庭係（15番窓口）

(6) 心身障害者扶養共済 身 知 精

心身に障害を持つ方を扶養している方が加入者となって毎月掛け金を掛け、その加入者が障害者の生存中に死亡又は重度障害になった場合、障害者に終身一定額の年金が支給されます。

障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害者で、将来自立自活することが困難であると認められる方。

- ①知的障害
- ②身体障害者手帳 1級～3級所持者
- ③精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

加入者の要件

上記に該当する障害者を扶養している保護者（父母、配偶者、祖父母、兄弟姉妹、その他の親族など）であって、次のすべてを満たす方。

- ①山形県内に住所があること
- ②加入時の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

掛金月額

掛金の月額は、加入時の加入者の年齢に応じて決まります。

加入者の加入時の年齢	掛金月額(1口)
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

※年金支給額は、1口：月額2万円（年額24万円）、2口：月額4万円（年額48万円）です。

※口数は最大2口までです。

※掛金は、加入日から20年以上経過かつ加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日（65歳の誕生日の前日）の前日までの期間に到達した場合、掛金が免除となります。

※掛金免除前に加入者が途中で死亡又は重度障害と認められた場合、加入者の生存中に対象障害者が死亡した場合及び加入者が脱退した場合は当該月まで支払いが必要です。（既に支払った掛金は返還されません。）

※掛金の全額が所得税及び個人住民税の対象となる所得から控除されます。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係（14番窓口）

6. 補装具・日常生活用具

補装具の費用や日常生活用具が支給されます。

(1) 補装具 **身**

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について支給します。

対象者

- 身体障害者手帳を所持する方 ●指定難病を罹患している方
- ※補装具ごとに交付要件が決められています。
- ※65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、次の補装具は介護保険での貸与が優先されますのでご注意ください。
- 車椅子 ●電動車椅子 ●歩行器 ●歩行補助つえ

申請に必要なもの

- 申請書 ●医師の意見書 ●見積書
- 身体障害者手帳又は指定難病医療受給者証等 ●マイナンバーが確認できる書類

自己負担割合

原則一割 ※所得に応じて一定の負担上限があります。

対象となる補装具

障害の内容及び程度に応じ、下表の補装具の購入費(修理費)が支給されます。

障害の種類	対象となる補装具
肢体不自由	義肢(義手・義足) 装具(上肢・体幹・靴型・下肢) 姿勢保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ
肢体不自由及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	義眼 矯正眼鏡 遮光眼鏡 弱視眼鏡 視覚障害者用安全つえ
聴覚障害	補聴器(高度・重度)

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(2) 日常生活用具 **身** **知** **精**

障害ある方の日常生活での不便を解消し、自立した生活を営むことができるように必要な用具や住宅改修費等を給付します。

対象者

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- 指定難病を罹患している方
- ※日常生活用具ごとに交付要件が決められています。
- ※65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40歳～64歳の第二号被保険者の方は、介護保険での貸与が優先されますのでご注意ください。

申請に必要なもの

- 申請書 ●見積書 ●障害者手帳又は指定難病医療受給者証等
- マイナンバーが確認できる書類 ●医師の意見書(提出の必要がある場合のみ)

利用者負担

原則1割 ※所得に応じて一定の負担上限があります。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

7. 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援 身 知 精

障害福祉サービスには様々な種類があります。自宅で入浴や食事等の介護等を行う介護給付サービスや、就労や自立した社会生活ができるよう必要な訓練を行う訓練等給付サービス、児童を対象にした障害児通所支援サービス等があります。

なお、介護保険により同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先されます。

対象者

- 身体障害者手帳を所持する方
 - 療育手帳を所持する方
 - 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証を所持する方等
 - 指定難病を罹患している方
- ※詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、指定難病を罹患していることがわかる証明書（診断書又は指定難病受給者証等）
- マイナンバーが確認できる書類

自己負担割合

原則一割

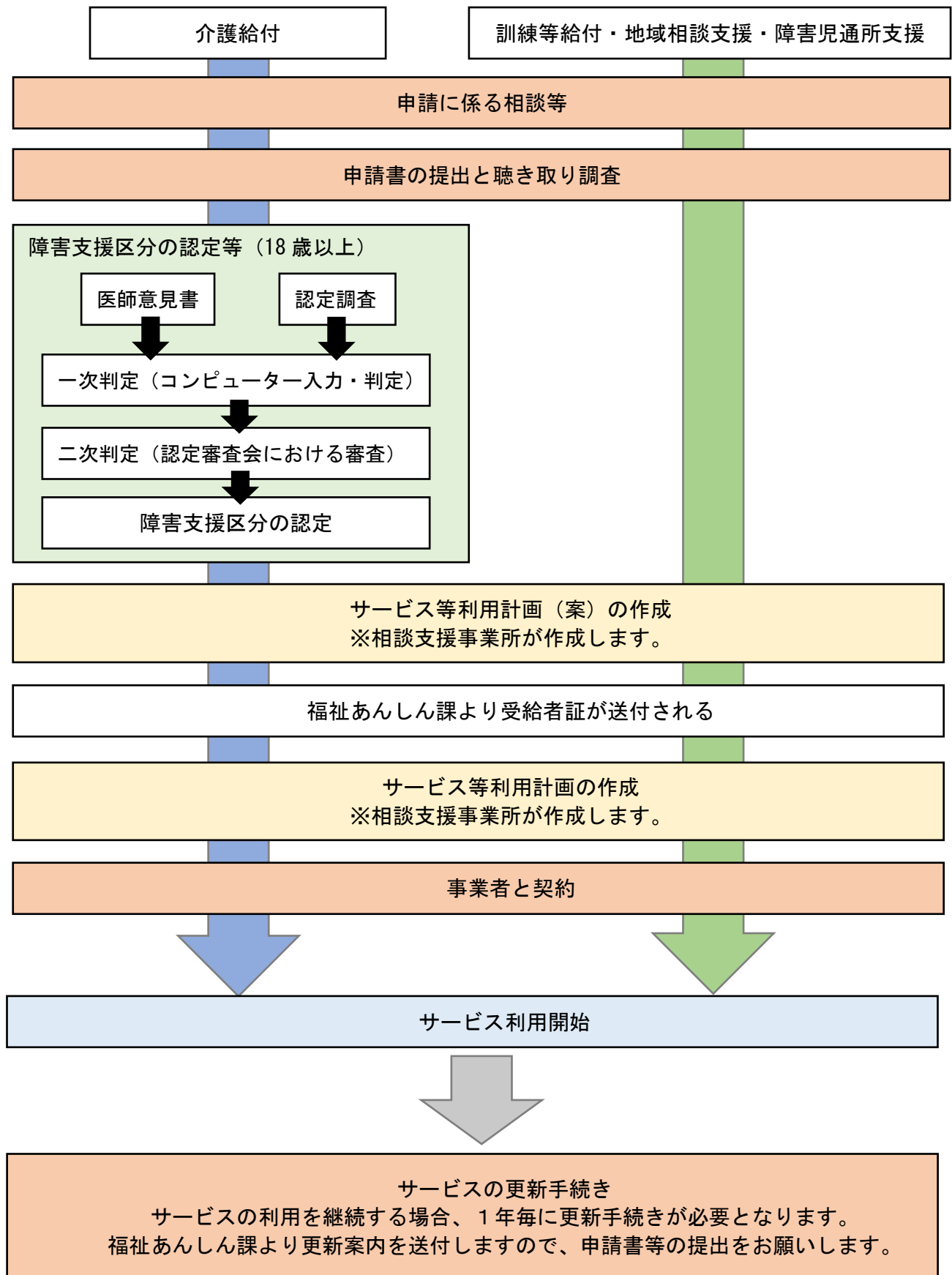
※利用者負担額の軽減措置があります。

サービスの種類

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等へ移行した障害者について、3年間にわたり就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援の提供を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、食事や掃除、洗濯等、自立した日常生活を営む上での課題を把握し、助言・相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援の提供を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
	地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等で、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	主に未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に通う障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるための外出が著しく困難である障害児を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	専門的な支援の技術を持った訪問支援員が、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援や、訪問先施設のスタッフに支援方法の指導を行います。

サービス利用の流れ



障害支援区分とは？

障害支援区分とは、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、介護給付サービスを利用する際に必要となります。
区分1～6まであり、数字が大きいほど支援の度合いが高い状態となります。

相談支援事業所とは？

相談支援事業所とは、本人や家族等の希望や要望を勘案しサービス等利用計画を作成するほか、適切な支援を受けることができるよう、福祉事業所や学校等の関係機関と連携・調整を図る役割を担っています。

長井市には以下の3か所の相談支援事業所があります。

- ・サポートセンター おきたま
(長井市高野町二丁目3-1 ☎0238-88-5357)
- ・特定非営利活動法人 あゆむ
(長井市清水町一丁目8番1号 ☎0238-87-8888)
- ・長井市すみれ学園
(長井市ままの上5番1号 ☎0238-88-4226)

利用者負担額の軽減措置

所得の区分に応じて、1ヵ月あたりの負担限度額を設定します。

所得区分			負担上限月額	
				医療※
生活保護・中国残留邦人等支援給付受給世帯			0円	0円
低所得 (市町村民税 非課税世帯)	低所得1:障害者又は障害児の保護者の収入(合計所得金額や公的年金等収入額等の合計)が年間 80 万円以下		0円	15,000 円
	低所得2: 1に該当しない場合			24,600 円
一般 (市町村民税 課税世帯)	一般1	居宅で生活する障害児:市町村民税所得割額 28 万円未満	4,600 円	40,200 円
		居宅で生活する障害者:市町村民税所得割額 16 万円未満	9,300 円	
		20 歳 未 満 の 施 設 入 所 者 : 市 町 村 民 税 所 得 割 額 28 万 円 未 満		
	一般2: 1に該当しない場合		37,200 円	

※①療養介護の療養介護医療費 ②児童発達支援(障害児通所支援)の肢体不自由児通所医療費

③医療型障害児入所支援・指定発達支援医療機関(障害児入所支援)の障害児入所医療費

※判定に要する世帯の範囲について

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (20歳未満の施設入所者を除く)	障害のある者とその配偶者
障害児 (20歳未満の施設入所者を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※上記の世帯を原則としますが、単身赴任等により、住民基本台帳上は別世帯であっても、市において生計が同一であることが確認できる場合は、住民基本台帳によらない世帯として認定します。

●就学前の障害児の児童発達支援の無償化について

利用者負担額については、所得や保護者の就労の有無に関係なく、3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年が無償化対象期間となります。(実費負担している食費等については利用者にご負担していただきます。)

●就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

同一世帯に、障害児通所支援を利用する小学校就学前の児童又は幼稚園・保育所等に通う小学校就学前の児童(以下、「就学前児童」という。)が2人以上いる場合、以下の合算額と所得区分ごとの負担上限月額を比較して、低い方の額を利用者負担額とします。

- (1)就学前児童以外の児童及び就学前児童のうち第1子:障害児通所支援に係る費用総額の100分の10の額
- (2)就学前児童のうち第2子:障害児通所支援に係る費用総額の100分の5の額
- (3)上記以外:無償

- 医療型個別減免について
医療型障害児入所施設及び療養介護の利用者負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免する制度です。
- 20歳以上の場合
低所得の方は少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担を減免します。
- 対象者
市町村民税非課税(低所得)の方
- 20歳未満の場合
地域で子供を養育する世帯と同様の負担(具体的には、その他生活費として3.4万円(18歳未満)又は2.5万円(18、19歳)を含めて、所得区分に応じ5万円又は7.9万円)となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免します。
- 対象者
すべての所得区分の方
- ※18歳、19歳の障害者については、民法上保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して決定します。
- 補足給付費の支給について
入所施設の食費・光熱水費(実費負担)やグループホームの家賃負担に対する負担軽減措置です。
- 入所施設利用者(20歳以上)の場合
施設でのひと月あたりの食費・光熱水費の基準額を55,500円と設定し、福祉サービス費の利用者負担相当額と、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に2.5万円が残るように補足給付を行います。
- 対象者
生活保護、市町村民税非課税(低所得)の方
- 入所施設利用者(20歳未満)の場合
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(具体的には、その他生活費として3.4万円(18歳未満)又は2.5万円(18、19歳)を含めて、所得区分に応じ5万円又は7.9万円)となるように補足給付を行います。
- 対象者
すべての所得区分の方
- ※18歳、19歳の障害者については、民法上保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して決定します。
- グループホーム利用者の場合
グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付を行います。
- 対象者
生活保護、市町村民税非課税(低所得)の方
- 高額障害福祉サービス等給付費の支給について
同一世帯の者が同一の月に受けたサービス等に係る負担額の合算額が、基準額(市町村民税課税世帯の場合、37,200円。ただし、障害児の特例等あり)を超えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となります。
- 新高額障害福祉サービス等給付費の支給について
以下の要件を満たす者が対象となります。
 - ・介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた者
 - ・障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用する者
 - ・障害支援区分2以上であった者
 - ・市町村民税非課税者又は生活保護受給世帯
 - ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者
- 生活保護への移行防止(境界層対象者に対する負担軽減措置)について
利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで福祉サービス費の利用者負担や食費・光熱水費の実費負担の引き下げを行います。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

8. 支援・助成事業

自立した日常生活を送るため支援を実施しています。

(1) 日中一時支援事業 **身** **知** **精**

日中における活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

例) 障害者の方を介護している方が、疾病、事故、冠婚葬祭等のため障害者の方の介護が困難な場合

対象者

- 身体障害者手帳を所持する方
- 療育手帳を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証を所持する方等
- 指定難病を罹患している方

利用者負担

原則5%負担

※所得に応じて一定の負担上限があります。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(2) 移動支援事業 **身** **知** **精**

屋外での移動が困難な障害をお持ちの方の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出、障害福祉サービス事業所等への通所、市外の特別支援学校への通学を行えるように外出の支援を行います。

対象者

□社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

- 視覚障害1級または2級の方
- 下肢機能、移動機能、体幹機能障害1級または2級の方
- 難病の罹患で、下肢機能、移動機能、体幹機能障害1級又は2級と同程度の障害をお持ちの方
- 療育手帳 A をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 障害児

□障害福祉サービス事業所への通所

- 第1種身体障害者手帳をお持ちの方
- 難病の罹患で、第1種の身体障害者手帳と同程度の障害をお持ちの方
- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 障害児

□市外の特別支援学校へ通学をしている児童で自力通学が困難と認められる方

対象となる外出の範囲

□社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

- 市役所での各種手続き、相談等のための外出
- 郵便局、銀行等金融機関の利用のための外出
- 医療機関への受診、相談のための外出
- 買い物やレジャー、レクリエーション、スポーツ観戦のための外出
- 映画鑑賞や観劇等のための外出
- 各種イベントや研修会に参加するための外出
- 冠婚葬祭
- その他上記に準ずる外出

□障害福祉サービス事業所への通所

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援
- 日中一時支援事業
- 地域活動支援センター
- 児童発達支援

- 放課後等デイサービス
- 市外の特別支援学校への通学
 - 山形県立米沢養護学校 本校
 - 山形県立ゆきわり養護学校
 - 山形県立盲学校 など

利用回数

- 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
- 障害福祉サービス事業所への通所
- 市外の特別支援学校への通学

月8回以内
通所利用日以内
開校日

利用者負担

原則1割負担。ただし、通所・通学については無料。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(3) 訪問入浴サービス事業 **身**

家庭において入浴することが困難な身体に障害のある者及び児童に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

対象者

市内に住所を有し、次のいずれにも該当する在宅の方

- ①身体障害者手帳1級所持者又は身体に障害があり、常時寝たきりの状態にある児童
- ②居宅介護その他サービスを利用しての入浴が困難な者
- ③介護保険法に基づく訪問入浴介護を利用することができない者
- ④家族の介護のみでは自宅で入浴することが困難な身体障害者等
- ⑤医師が入浴可能と認めた身体障害者等で、必要と認められた者

利用回数

週3回以内とし、1年間で100回まで

利用者負担

基準額の1割負担

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、市長申し立て、審判請求に係る費用の負担及び報酬の助成等について支援します。

対象者

市内に住所を有し、必要と認められる者

利用者負担

原則無料

※裁判所の決定により費用が発生する場合があります。

問い合わせ先・申請窓口

(高齢者)福祉あんしん課 地域包括支援センター(12番窓口)
(障害者)福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)
置賜成年後見センター(米沢市社会福祉協議会内)

(5) 心身障害者紙おむつ支給事業 **身** **知**

排せつ行為に支障のある在宅の身体障害者、知的障害者等に対し、紙おむつを支給することにより健康的な日常生活が営めるよう支援します。

対象者

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

※所得税法の規定による所得税を課せられている者、他の制度により紙おむつの給付を受けている又は受けることができる場合は対象外

利用者負担

無料

支給方法

1ヵ月あたり 4,000 円の範囲内で現物支給

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(6) 食の自立支援障害者配食サービス事業 **身** **知** **精**

十分な食事及び調理が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行い健康的な日常生活が営めるよう支援します。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居する方が調理することが困難で、かつ障害のため自ら調理することが困難な方

利用者負担

1食につき 360 円 ※原則週2回が限度

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(7) 在宅酸素療法者支援事業 **身**

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害の方に対し、健康維持とその福祉の向上を図るため助成金を支給し支援します。

対象者

市内に住所を有する呼吸器機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている方

※重度心身障害(児)者医療制度等の医療費負担軽減制度に該当する方は対象外

助成金額

月額 1,600 円 ※半年に1回の申請となります。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(8) 人工透析患者通院交通費助成事業 **身**

じん臓機能障害の方が人工透析のため医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します。

対象者

市内に住所を有するじん臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、人工透析療法を受けるため医療機関へ交通機関又は自家用車を利用し通院している方
※生活保護を受けている方で医療扶助の移送費等他の法令により通院交通費の給付を受けている方は対象外

助成金額

利用方法や通院距離によって異なります。 ※半年に1回の申請となります。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(9) 障害者除雪費支給事業

市内に居住する障害者のみの世帯及び障害者と高齢者のみの世帯に対し、除雪(雪下ろし)に要した費用の全部又は一部を支給します。

対象者

障害者のみ又は障害者と満65歳以上の方のみで構成される世帯で世帯員全員が非課税の世帯(親族、近隣に住む方から援助を受けることができない世帯)又は均等割りのみ課税世帯
※障害者とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
※生活保護世帯及び高齢者生活支援除雪サービス事業に該当する場合は対象外

助成金額

1回につき16,000円が上限

※原則2回が限度だが、長井市豪雪災害対策本部が設置された場合、3回が限度となる。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(10) 障害者社会参加促進助成事業 **身 知 精**

市内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対し、タクシー料金または燃料費の一部を助成するものです。施設等に入所又は入院している者は除きます。

対象者

市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する在宅の方

- ①身体障害者手帳 総合等級1級又は2級(下肢は4級まで、体幹又は移動は3級まで)
- ②療育手帳 障害の程度がA
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級
- ④医療的ケア児

助成金額

タクシー券 1枚につき500円を30枚
燃料費助成券 1枚につき1,000円を6枚

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(11) 身体障害者車両改造費等助成事業

市内に居住する在宅の身体障害者で自ら運転する車や介護するために車椅子使用者に考慮した自動車への改造及び購入に要する費用を助成するものです。

対象者

市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する在宅の方

- ① 市民税非課税世帯（住民基本台帳上の世帯）
- ② 自ら運転できない身体障害者を介助するために車椅子使用者に考慮した自動車への改造及び購入をする場合は、身体障害者手帳が下肢又は移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級の方

※過去に助成を受けている場合は5年以上経過している必要があります。

助成金額

改造費等の2分の1の額と5万円を比較して低い額

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係（14番窓口）

(12) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部費用を助成するものです。

対象者

次の各号のいずれにも該当する方

- ① 市内に住所を有する18歳未満の児童
- ② 両耳の聴力レベルが原則30dB以上70dB未満の児童
- ③ 補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童
- ④ 市町村民税所得割額が46万円以上の方がいない世帯に属する児童
- ⑤ 他の法令に基づき補聴器購入の助成を受けていない児童

助成金額

基準額と見積額を比較していずれか低い額に3分の2を乗じた額

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係（14番窓口）

(13) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活で必要な用具を給付します。

対象者

次の各号のいずれにも該当する方

- ① 市内に住所を有する18歳未満の児童
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している
- ③ 他の法令に基づく施策の対象となっていない

助成金額

世帯の課税状況等によって助成額が異なります。

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係（14番窓口）

(14) 地域活動支援センター事業 身 知 精

障害者が通所により、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障害者等地域生活支援と社会参加の促進を図ります。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

利用者負担

無料

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

(15) 意思疎通支援事業 身

聴覚障害者等の意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行います。

対象者

- ・聴覚機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方
- ・音声機能又は言語機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方

派遣の範囲

医療、教育、職業に関するもの(原則市内)

利用者負担

無料

問い合わせ先・申請窓口

福祉あんしん課 生活支援係(14番窓口)

9. 社会参加

(1) JR運賃の割引 **身** **知**

対象者

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

内容

切符の販売窓口で障害者手帳の提示により50%割引

		割引対象の区分	介護者付		単独 本人
			本人	介護者	
第1種 ・ 療育 A	普通乗車券	片道 100Km 以内	○	○	-
		片道 100Km を超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が 12 歳以上	○	○	-
		本人が 12 歳未満	-	○	-
	回数乗車券		○	○	-
第2種 ・ 療育 B	普通急行券	(特急券は除く)	○	○	-
	普通乗車券	片道 100Km を超える場合	○	-	-
	定期乗車券	本人が 12 歳未満	-	○	-

※小児乗車券は割引されません。

問い合わせ

JR乗車券販売窓口

(2) 山形鉄道フラワー長井線の割引 **身** **知** **精**

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(顔写真付き)のいずれかをお持ちの方

内容

切符の販売窓口で障害者手帳の提示により普通旅客運賃が50%割引

手帳名	等級	本人	介護者
身体障害者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	-
療育手帳	A	○	○
	B	○	-
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	○
	2級	○	-
	3級	○	-

※列車をご利用の際にも必ず手帳等をお持ちいただき、係員の要請によりご提示をお願いします。

※マイナンバー連携を完了した「ミライロ ID」も資格確認にご利用いただけます。

問い合わせ

山形鉄道株式会社 ☎ 0238-88-2002

(3) 航空運賃の割引 身 知 精

対象者

12歳以上で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）のいずれかの手帳をお持ちの方及び介護者1名

内容

航空路線の国内線を利用する場合、障害者手帳の提示により運賃の割引を受けることができます。

問い合わせ

各航空会社 ※各航空会社で内容が異なるためご利用前の確認をお願いします。

(4) バス運賃の割引 身 知 精

(ア) 山交バス

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）のいずれかをお持ちの方

内容

障害者手帳の提示により普通旅客運賃が50%割引
定期旅客運賃が30%割引

手帳名	等級	本人	介護者(1名)
身体障害者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	—
療育手帳	A	○	○
	B	○	—
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	○
	2級	○	—
	3級	○	—

※高速バスの場合、精神障害者保健福祉手帳は割引の対象外となります。
※ご利用の際にも必ず手帳等をお持ちいただき、係員の要請によりご提示をお願いします。
※マイナンバー連携を完了した「ミライロ ID」も資格確認にご利用いただけます。

問い合わせ

山交バス株式会社 ☎023-647-5171

(イ) 長井市営バス 身 知 精

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）のいずれかをお持ちの方

内容

障害者手帳の提示により運賃が全額免除

※ご利用の際には必ず手帳等をお持ちいただき、係員の要請によりご提示をお願いします。

問い合わせ

地域づくり推進課 公共交通ネットワーク推進室 ☎0238-82-8005

(5) タクシー料金の割引 **身 知 精**

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真つき）のいずれかをお持ちの方

内容

障害者手帳の提示によりタクシー料金が10%割引

※ご利用の際には必ず手帳等をお持ちいただき、係員の要請によりご提示をお願いします。

問い合わせ

各タクシー会社

※タクシー料金の割引は義務付けられているものではなく、各会社の判断で実施されています。

(6) 有料道路通行料金の割引 **身 知**

対象者

身体障害者手帳・療育手帳 A のいずれかをお持ちの方

内容

有料道路の通行料金が50%割引

	必要書類	対象者
障害者手帳の提示による割引	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転者の運転免許証 ③車検証	【障害者本人が運転する場合】 ・身体障害者手帳の所有者
ETC利用による割引	①～③の他 ④障害者本人名義のETCカード ⑤ETC車載器セットアップ証明書	【家族等が運転し、障害者本人が同乗する場合】 ・第1種の身体障害者手帳の所有者 ・療育手帳Aの所有者

※車の所有者要件は、「本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族」等

※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車検査証の所有者の欄に、法人名が記載されているものについては、割賦契約書、リース契約書又は代金支払いが確認できるものをご持参ください。

※ETCカードは本人が18歳未満の場合のみ、親権者又は後見人名義のものでも可能。

※令和5年3月27日より、1人1台要件が緩和されました。

※オンライン申請もご利用いただけますので、HPをご覧ください。

問い合わせ

東日本高速道路株式会社等の有料道路ETC割引登録係

NEXCO東日本お客様センター ナビダイヤル ☎0570-024-024
(PHS・IPはこちら) ☎03-5308-2424

(7)山形県身体障害者等用駐車施設利用証 身 知

対象者

以下の方

対象者	区分	該当する障害の等級等
身体障害者のうち歩行困難な方	視覚障害	4級以上
	聴覚障害	聴覚障害:該当なし 平衡機能障害:5級以上
	肢体不自由	上肢:2級以上 下肢:6級以上 体幹:5級以上
	脳原性機能障害	上肢:2級以上 移動:6級以上
	内部障害	4級以上
	免疫機能障害	4級以上
高齢により歩行困難な方	介護保険「要介護1」以上の方	
知的障害者のうち歩行困難な方	療育手帳の障害程度「A」の方	
難病により歩行困難な方	特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者	
妊産婦	妊娠7ヵ月から産後1年まで	
けが又は病気により歩行困難な方	1年未満で、車いすや杖等の使用期間	

内容

右の表示がある駐車施設に駐車することができます。
 駐車する場合は、車の前の方から見える位置に表示してください。
 ※県では、同様の制度を導入している府県等間で相互利用を行っているため、県内のみならず以下の府県等で駐車許可証が利用することができます。



エリア名	都道府県又は市町村
北海道・東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 埼玉県 川口市
甲信越・北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県
東海	岐阜県 静岡県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

問い合わせ

置賜総合支庁西置賜地域振興局 1階総合窓口
 長井市高野町二丁目 3-1 ☎0238-88-8201
 置賜総合支庁地域保健福祉課
 米沢市金池 7-1-50 ☎0238-26-6031

(8)身体障害者の駐車禁止除外指定 身 知 精

対象者

以下の方

対象者	区分	該当する障害の等級等
身体障害者手帳の交付を受けている方	視覚障害	4級1号以上
	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	3級
	肢体不自由	上肢:2級2号以上 下肢:4級以上 体幹:3級以上
	脳原性機能障害	上肢:2級以上 移動:2級以上
	内部障害	3級以上
	免疫機能障害	3級以上
療育手帳の交付を受けている方		障害程度「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方		障害等級が「1級」の方

内容

山形県公安委員会より上記の証票が交付され、やむを得ない場合に限り駐車禁止の場所に駐車することができます。

問い合わせ

長井警察署 長井市小出 3743-3 ☎0238-84-0110

(9)福祉有償運送 身 知 精

内容

NPO法人等が、身体障害者や要介護者等移動が困難な登録会員に対して、有償で行う個別移送サービスです。対象者や料金等は各法人で異なります。

問い合わせ

事業所名	住所	電話番号	備考
長井市社会福祉協議会	長井市館町北 6-19	0238-88-3711	
さわやかサービス	長井市大町 13-3 好人荘 201 号	0238-84-2076	
ライフサポート杏の里	長井市成田 1878-2	0238-87-8008	車いす車あり
南陽の里	南陽市宮内 1204-3	0238-59-1030	車いす車あり
はーとサービス川西	川西町大字上奥田 3879	0238-48-2750	
ゆにぷろ	高畠町大字高畠 328-1	0238-52-5679	

(10)携帯電話基本使用料等の割引 身 知 精

内容

携帯電話各社で、障害者、特定疾患患者の方への携帯電話の基本使用料等の割引サービスを実施しています。割引内容は各社で異なります。

問い合わせ

各ショップ又は取扱店等

(11) ふれあい案内 (NTT 電話番号案内サービス) 身 知 精

対象者

①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

障害の部位	等級
視覚障害	1級～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級、2級
聴覚障害	2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害	3級、4級

②療育手帳をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内容

障害者手帳をお持ちの方で電話帳の利用が困難な方は、登録することにより、NTT 番号案内を無料で受けることができます。

問い合わせ

NTT 東日本 ふれあい案内事務局 ☎ 0120-104174

FAX 0120-104134

詳細は、NTT 東日本ホームページをご覧ください。

(https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/200930_01.html)



(12) 電話リレーサービス 身

対象者

聴覚や発語に困難がある人

内容

聴覚や発語に困難がある方と、きこえる方を通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。

利用には、事前の登録が必要となります。（アプリもしくは郵送による登録手続き）

問い合わせ

一般財団法人 日本財団電話リレーサービス ☎ 03-6275-0912

FAX 03-6275-0913

詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

(<https://nftrs.or.jp/>)



(13) 点字図書・録音図書の貸出 身

内容

点字図書館は、視覚に障害のある方や活字による読書に困難のある方がより多くの情報を手に入れるお手伝いをしています。点字や録音による図書・雑誌の貸出を行っているほか、日常生活用具などの体験や相談、生活に役立つ情報、福祉制度や関連機関の紹介などを行っています。また、中途視覚障害者等やそのご家族などを対象に情報交換会や研修会なども開催しています。

問い合わせ

山形県立点字図書館 山形市十日町 1-6-6 ☎ 023-631-5930

FAX 023-627-1118

詳細はホームページをご覧ください。

(<http://y-sinsyokyo.com/>)



10. 公共料金割引・税の減免

(1) 自動車税 環境性能割、種別割の減免 身 知 精

対象者

以下に該当する方

①身体障害者手帳の所持者で、下表に該当する方

障害の区分			障害の級別	
			本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合
視覚障害			1級～4級	本人運転に同じ
聴覚障害			2級、3級	本人運転に同じ
平衡機能障害			3級	本人運転に同じ
音声機能障害			3級(咽頭摘出者に限る)	該当しない
肢体不自由	上肢		1級 2級のうち両上肢障害の方	本人運転に同じ
	下肢		1級～6級	1級、2級 3級のうち両下肢障害の方
	体幹		1級～3級、又は5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢	1級 2級のうち両上肢障害の方	本人運転に同じ
		移動	1級～6級	1級、2級 3級のうち両下肢障害の方
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害			1級、3級	本人運転に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1級～3級	本人運転に同じ
肝臓機能障害			1級～3級	本人運転に同じ

※複数の障害をお持ちの方は、総合等級ではなく、それぞれの障害の等級が上記の表に該当しているかご確認ください。

②療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(本人運転を除く)

【車検証の名義人】

車検証の所有者が、障害のある方ご本人名義の自動車に限ります。(運転の形態が本人運転の場合は、使用者もご本人であることが必要です。)ただし、障害のある方が、知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者の場合は、その障害のある方と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

売買により所有権を留保されており販売業者が所有者となっている場合は、使用者が障害のある方であれば減免の対象となります。

【運転の形態】

本人運転	身体障害者又は戦傷病者の方本人が運転するもの
家族運転	障害のある方の通学、通院、通所、生業のために、継続的に、生計を同じくする方が運転するもの
介護者運転	世帯全員が障害のある方で、その障害のある方の通学、通院、通所、生業のために、常時介護する方が継続して日常的に運転するもの

【運転の頻度】

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障害のある方のために運転することが要件となります。

内容

障害のある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を受けられます。

問い合わせ

・既に所有している自動車を減免申請するとき

普通自動車の場合

置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室 ☎0238-88-8210

軽自動車の場合

税務課市民税係(8番窓口) ☎0238-82-8006

・新車を取得して減免申請をするとき

村山総合支庁課税課分室 ☎023-686-5990 山形市漆山字行段1422

(2) 所得税の障害者控除 身 知 精

対象者

申告対象年の12月31日時点で、本人また控除対象配偶者や扶養親族が障害者手帳の交付を受けている方

内容

以下の表の金額が所得から差し引かれます。

	控除額	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害者控除	270,000 円	3級～6級	B	2級～3級
特別障害者控除	400,000 円	1級～2級	A	1級
同居特別障害者	750,000 円	1級～2級	A	1級

問い合わせ

長井税務署 ☎0238-84-1810

※給与所得者で年末調整を受ける場合は、職場の給与担当へご相談ください。

(3) 個人住民税の障害者控除 身 知 精

対象者

申告対象年の12月31日時点で、本人また控除対象配偶者や扶養親族が障害者手帳の交付を受けている方

内容

以下の表の金額が所得から差し引かれます。

	控除額	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害者控除	260,000 円	3級～6級	B	2級～3級
特別障害者控除	300,000 円	1級～2級	A	1級
同居特別障害者	530,000 円	1級～2級	A	1級

問い合わせ

税務課 市民税係(8番窓口) ☎0238-82-8006

※給与所得者で年末調整を受ける場合は、職場の給与担当へご相談ください。

(4) その他の税制上の特例

①相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、その障害者が満 85 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障害者の時は 20 万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

②心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。

この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

③特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所管税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある方

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/>)



(5) NHK放送受信料の減免 身 知 精

対象者

以下の要件を満たす方

	要件	
全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方が居る世帯	かつ、世帯構成員全員が市町村住民税が非課税
	療育手帳をお持ちの方が居る世帯	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が居る世帯	
半額免除	以下のいずれかに該当する方が世帯主の場合	
	①視覚・聴覚障害者	
	②身体障害者手帳1級もしくは2級を所持	
	③療育手帳 A 判定を所持	
	④精神障害者保健福祉手帳1級を所持	

内容

NHK 放送受信料が全額もしくは半額免除になります。

問い合わせ

福祉あんしん課 生活支援係 ☎ 0238-82-8011

詳細は NHK ホームページをご覧ください。

(https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html)



(6) 郵便料金の免除 身

内容

点字のみを揚げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。

盲人の方もしくは郵便局の指定を受けた施設については、次に揚げる物を内容とする郵便物も無料で送ることができます。

①盲人の方のための通信文又は録音物を含むあらゆる形態の著述物

②特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白杖及び録音装置のように視覚障害を克服する上で盲人を支援するために作成されまたは適用された各種の器具又は用具

問い合わせ

各郵便局

詳細は日本郵便ホームページをご覧ください。

(https://www.post.japanpost.jp/int/service/braille_points.html)



11. その他の制度

(1) 生活福祉資金貸付制度 身 知 精

対象者

以下のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
- ②低所得世帯または高齢者世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
- ③生活保護世帯

内容

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的とした生活支援を基に、無利子または低利子で資金の貸付を行う制度です。

問い合わせ

長井市社会福祉協議会 ☎0238-88-3711

(2) 地域福祉権利擁護事業 知 精

対象者

障害等（認知症含む）により判断能力が不十分な人

内容

知的障害、精神障害、認知症等によって、判断能力が一定程度あるが十分ではない人を対象に、金銭の管理、書類の預かり等の日常の地域生活の援助を提供します。

- 福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスに関する情報の提供と相談
 - ・福祉サービスの申込みや契約の代行や利用料金の支払い等
- 日常の金銭管理サービス
 - ・年金、福祉手当等の受領手続き
 - ・医療費、税金、公共料金等の支払い、日用品の購入と代金の支払い
 - ・日常の預貯金の出し入れ
- 通帳、証書、印鑑等の預かりサービス
 - ・年金証書、預金通帳、保険証書、不動産権利証書、実印等

問い合わせ

長井市社会福祉協議会 ☎0238-88-3711

(3) 避難行動要支援者 身 知 精

対象者

以下のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）を所持しており、災害時自ら避難することが困難な方
- ②療育手帳Aを所持しており、災害時自ら避難することが困難な方
- ③精神保健福祉手帳1級を所持しており、災害時自ら避難することが困難な方

内容

希望者の方の名簿情報を避難支援者等（地区長、自主防災組織、民生委員の方）へ提供し、災害に備え避難支援体制等の整備をするものです。

問い合わせ

総務課 危機管理室 ☎0238-82-8002

(4) 産科医療補償制度

対象者

- ・重度脳性麻痺のお子様がいるご家族でこの制度に加入している分娩機関で分娩した方
加入分娩機関の院内には、産科医療補償制度のシンボルマークが掲示されています。



内容

分娩に関連して重度脳性麻痺となり、以下の要件を満たした場合、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を共有することに等により、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償申請期間は、満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日までです。(極めて重症で診断が可能な場合は、生後 6 ヶ月から補償申請が可能)

【補償対象要件】

①～③の基準をすべて満たす場合

①【2015 年～2021 年までに出生のお子様の場合】

在胎週数 32 週以上で出生体重 1,400g以上 又は 在胎週数 28 週以上で所定の低酸素状況の要件を満たしている

【2022 年 1 月以降に出生のお子様の場合】

在胎週数 28 週以上

② 身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性麻痺

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

【補償内容】

総額 3,000 万円支給(準備一時金 600 万円+補償分割金 2,400 万円《年 120 万円×20 回》)

問い合わせ

出産した分娩機関 又は

産科医療補償制度専用コールセンター ☎0120-330-637

12. その他の福祉施設・団体等

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター等

施設名	住所・連絡先	概要
国立障害者リハビリテーションセンター	〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1 (TEL) 04-2995-3100 (FAX) 04-2995-3102	一貫した体系のなかで、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスなどを提供しています。
国立職業リハビリテーションセンター	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 (TEL) 04-2995-1711 (FAX) 04-2995-1052	障害のある方への職業適性等の理解・把握のための職業評価、就職に必要な技能・知識等の習得のための職業訓練などを提供しています。

(2) 視覚障害センター等

施設名	住所・連絡先	概要
国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 函館視力障害センター	〒042-0932 北海道函館市湯川町 1-35-20 (TEL) 0138-59-2751	視覚に障害のある方に対して、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成のための理容教育などを提供しています。
国立職業リハビリテーションセンター	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 (TEL) 04-2995-1711 (FAX) 04-2995-1052	障害のある方への職業適性等の理解・把握のための職業評価、就職に必要な技能・知識等の習得のための職業訓練などを提供しています。

(3) 障害者職業能力開発校等

施設名	住所・連絡先	概要
山形県立山形職業能力開発専門学校	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 (TEL) 04-2995-1711 (FAX) 04-2995-1052	在職者、離転職者、障害者等を対象に、専門的な技術・技能者を育成するための教育訓練・能力開発を提供しています。
国立県営宮城障害者職業能力開発校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原 5-15-1 (TEL) 022-233-3124 (FAX) 022-233-3125	障害のある方の能力に適應する職種について必要な基礎技能を習得させ、就業による自立を図るとともに、社会の発展に寄与する技能者の養成を行っています。

(4) 保養所

施設名	住所・連絡先	概要
在宅心身障害児者保養訓練センター「まつかぜ荘」	〒999-0134 川西町大字下小松 2045-20 (TEL) 0238-42-5157 (FAX) 0238-42-5165	在宅の心身に障害を持つ方や家族のための保養、交流の施設です。
身体障害者保養所「東紅苑」	〒999-3702 東根市温泉町 2-16-1 (TEL) 0237-42-5157 (FAX) 0237-43-2422	身体に障害のある方やその家族の宿泊、休憩のために低額な料金で利用できる施設です。

(5) 相談関係

施設名	住所・連絡先	概要
にこにこ相談	山形県教育センター にこにこ相談受付 〒994-0021 天童市山元字犬倉津 2515 (TEL) 023-654-6060 長井市教育委員会学校教育課 〒993-8601 長井市栄町 1-1 (TEL) 0238-82-8024	児童の『心』と『からだ』のすこやかな成長を支援するため、山形県教育委員会が県内各地で実施しています。児童のことで「目の見え方や、耳の聞こえ方が心配だ」「ことばが遅れているようだ」「発音や、話し方がはっきりしない」「手足や体を自由に動かせないようだ」「知的な面に遅れがあるようだ」「ぜんそくがあり、体が弱い」「絶えず動き回り、じっとしてられない」「乱暴なことば遣いや激しい行動がある」「学校教育に関して心配していることがある」といった心配のある場合の相談。県内7会場でそれぞれ年3回開催されます。

(6) スポーツ関係

施設名	住所・連絡先	概要
山形県障害者スポーツ協会	山形市大字大森385 山形県身体障害者福祉会館 (山形県リハビリセンター)内 (TEL)023-686-4084	障害者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行っています。 ・競技力向上推進事業 ・全国障害者スポーツ大会選手団派遣 ・普及拡大事業 ・スポーツ指導員養成事業

(7) 身体障害者協会

施設名	住所・連絡先	概要
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	〒990-2231 山形市大字大森 385 (TEL) 023-686-3690 (FAX) 023-686-3723	身体の障害を克服し、人間としての尊厳と生きがいをもって、社会と関わり合いながら質の高い生活ができるよう協力し合うことを目的として設立された団体です。県協会を中心に市町村協会を組織し連携を持ちながら活動を展開しています。
長井市身体障害者福祉協会	〒993-0053 長井市中道一丁目 4-27 (TEL)(FAX) 0238-84-2683	身体に障害を持つ人達が身近なところで交流し合い、自立と更生の意識を持ち続けながら共に生活の向上を目指す目的で設立された団体で、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と連携し活動をしています。 四季を通じ、スポーツ、レクリエーション、文化活動など会員相互の交流を主体としながら活動しており、市内に居住する身体障害者の方はどなたでも会員になれます。

(8) 育成会等

施設名	住所・連絡先	概要
長井・飯豊手をつなぐ育成会	〒993-0011 長井市館町北 6-19(長井市社会福祉協議会内) (TEL) 0238-88-3711 (FAX) 0238-88-3712	長井・飯豊町の地域内で生活する知的障害児・者及びその家族の福祉の増進と福祉に係わる人の意識向上を図るとともに知的障害者に対する理解と保護の念を啓発するために昭和49年5月に会則を定め組織されました。 会員相互の交流を図るとともに、各種研修会の企画開催、関係団体・機関と話し合いを持ちながら、障害者福祉の増進を推し進めています。
あゆむ	〒993-0054 長井市清水町一丁目 8-1 (TEL) 0238-87-8888 (FAX) 0238-87-8878	障害児の保護者が中心となって、会員相互のコミュニケーションを図り、研修や情報交換などの活動を行っています。活動の趣旨に賛同する方はどなたでも入会できます。 活動費として年会費 1,000 円が必要です。

13. 指定障害福祉サービス事業所及び

指定障害児通所サービス事業所(市内)

令和6年7月1日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類	
ライフサポート杏の里	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	居宅介護	
長井市社会福祉協議会 障害者等指定居宅介護事業所	993-0011 長井市館町北 6 番 19 号	88-3711	居宅介護	
ケアサービスさくら	993-0042 長井市平山 2782	84-5050	居宅介護	
だいまち	993-0085 長井市高野町二丁目 7 番 37 号	84-8411	生活介護	就労継続支援B
福祉支援センターすぎな	993-0073 長井市森字和合 654 番地	88-2079	生活介護	就労継続支援B
山形県立やまなみ学園	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9311	短期入所	福祉型障害児 入所支援
泉荘短期入所事業所	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9211	短期入所	
障害福祉サービス事業所 せせらぎの家	993-0075 長井市成田 1026 番地 1	84-2897	就労継続支援B	
フラワーほっと	993-0084 長井市栄町 1 番 1-1 号	84-0996	就労継続支援B	
ライフサポート杏の里 就労継続支援B型事業所	993-0082 長井市舟場 5 番 3 号	87-8818	就労継続支援B	
ライフサポート杏の里 第 2 就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田 1728 番地 2	87-8008	就労継続支援B	
希望が丘西おき第 1 ホーム	993-0082 長井市舟場 26 番 29 号	87-1707	共同生活援助(包括型)	
希望が丘西おき第 4 ホーム	993-0031 長井市泉 2110 番地	88-5111	共同生活援助(包括型)	
グループホームあいりす	993-0082 長井市舟場 26 番 28 号	87-8260	共同生活援助(包括型)	
グループホームきずな	993-0053 長井市中道二丁目 2 番 37 号	84-4781	共同生活援助(包括型)	
グループホーム しやくなげ寮	993-0073 長井市森 250 番地 120	87-3171	共同生活援助(包括型)	
泉荘共同生活事業所 ハケ森荘	993-0033 長井市今泉 1812 番地 255	88-9211 84-5922	共同生活援助(外部サービス利用型)	
泉荘共同生活事業所 さくら荘	993-0033 長井市今泉 1812 番地 504	88-9211 88-2207	共同生活援助(外部サービス利用型)	
泉荘共同生活事業所 みどり荘	993-0033 長井市今泉 1812 番地 523 緑町第 1 ハイツ 101・103 号	88-9211 84-3557	共同生活援助(外部サービス利用型)	
泉荘共同生活事業所 あけぼの荘	993-0033 長井市今泉 1039 番地 1 スロージャム 102・103 号	88-9211 88-1141	共同生活援助(外部サービス利用型)	
泉荘共同生活事業所 すずらん荘	993-0033 長井市今泉 1812 番地 257	88-9211 84-4705	共同生活援助(外部サービス利用型)	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類	
障害者グループホーム アプリコットハウス	993-0075 長井市成田 1728 番地 1	87-0100	共同生活援助(外部サービス利用型)	
アプリコットハウスⅡ	993-0075 長井市成田 1728 番地 1	87-0100	共同生活援助(外部サービス利用型)	
おきたま	993-0085 長井市高野町二丁目 3 番 1 号	88-5357	計画相談	障害児相談
長井市すみれ学園	993-0001 長井市ままの上 5 番 1 号	88-4226	児童発達支援	放課後等デイサービス
			保育所等訪問	障害児相談 (計画相談)
児童発達支援センターあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	児童発達支援	
放課後等デイサービスあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援事業所 あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	保育所等訪問	
障害児相談支援事業所 あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	障害児相談 (計画相談)	
放課後等デイサービスあゆむ ZIBUN LABO	993-0016 長井市台町 3752 番地 1	87-3362	放課後等デイサービス	
POCCOながい	993-0002 長井市屋城町 5 番 15 号	87-0534	放課後等デイサービス	